## 議案第64号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例(昭和50年小田原市条例第2号)の一部を次のように改正する。 第9条第1項の表中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の 2」に改める。

第12条第3項中「第4条の7」を「第4条の3」に改める。

附則第17項中「第30項」を「第31項」に改める。

附則第28項の前の見出しを「(令和4年度分及び令和5年度分の種別割の税率の特例)」に改め、同項中「の軽自動車」の次に「のうち、自家用の乗用のもの」を加え、「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「令和2年度分」を「令和4年度分」に、「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」と、「令和3年度分」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「令和5年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

3,900円	1,000円
10,800円	2,700円

附則第32項を附則第33項とし、附則第31項を附則第32項とする。

附則第30項中「附則第30条第4項各号に掲げる」を「附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上の」に改め、「のうち3輪以上のもの」を削り、「除く」を「除き、営業用の乗用のものに限る」に、「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「令和2年度分」を「令和4年度分」に、「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「令和5年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

3,900円	3,000円
6,900円	5,200円

附則第30項を附則第31項とする。

附則第29項中「附則第30条第3項各号に掲げる」を「附則第30条第7項の規定 の適用を受ける3輪以上の」に、「のうち、3輪以上のもの」を「(営業用の乗用のも のに限る。)」に、「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和3年 4月1日から令和4年3月31日まで」に、「令和2年度分」を「令和4年度分」に、「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「令和5年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

3,900円	2,000円
6,900円	3,500円

附則第29項を附則第30項とし、附則第28項の次に次の1項を加える。

29 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第26条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、同条第2号アの規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3,900円	1,000円
6,900円	1,800円
3,800円	1,000円
5,000円	1,300円

## 附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条第1項の表及び第12条第3 項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の附則第28項から第31項までの規定は、令和4年度分及び令和5年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和3年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和 3 年 9 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

## (理由)

地方税法が一部改正され、一定の環境性能を有する軽自動車に対する軽自動車税の種別割の税率の軽減措置が延長されたことに伴う所要の措置を講ずる等のため提案するものであります。